

弁 明 書

広 選 選 第 3 3 号

平成25年7月17日

審査庁

広島県選挙管理委員会 様

処分庁

広島市選挙管理委員会



平成25年6月14日付け指令県選第8号で弁明を求められたことについて、次のとおり弁明します。

1 事件の表示

平成25年6月12日付けで審査申立人前島修から提起された広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出を却下する決定（以下「本件却下決定」という。）に対する審査の申立て

2 弁明の趣旨

「本件審査の申立てを却下する」との裁決を求める。

3 審査の申立ての理由に対する認否

審査の申立ての理由として添付されている告発状の記載内容の認否については、本弁明や本件審査の申立ての裁決のためには必要ないと解されることから、これを行わない。

4 本件却下決定に至る経緯

- (1) 平成25年5月7日、当委員会は、審査申立人から本件選挙における当選の効力に関する異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）の提出を受けた。
- (2) 平成25年5月27日、当委員会は、本件異議申出書に係る異議の申出の審理を行い、当該異議の申出が公職選挙法（以下「法」という。）第206条第1項の期間（以下「法定期間」という。）経過後になされたものであるため、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第1項により本件却下決定を行った。
- (3) 平成25年5月28日、当委員会は、審査申立人に対し、法第215条により本件却下決定に係る決定書を交付（郵送）し、その要旨を告示した。

5 弁明の理由

- (1) 審査申立人は、本件審査の申立ての理由として添付している告発状において「少なくとも平成23年2011年4月13日および4月20日には明確に異議の申出をしていた。」と主張し、種々述べている。よって、本件審査の申立ての争点は、審査申立人が主張する上記の年月日を含め、法定期間内、つまり、平成23年4月25日までに、当委員会に対して異議申出書が提出されたか否かという点にある。
- (2) 上記争点について、異議申出書が法定期間内に提出されたという事実はなく、このことは、上記告発状においても、審査申立人が当委員会に対して法定期間内に異議申出書を提出したとの立証がなされていないことから明らかである。なお、当委員会の会議録又は当時の事務局職員への聴取においても、法定期間内に異議申出書若しくはそれに類する文書が提出されたという記録又は報告はされていない。
- (3) また、法定期間について、法は例外を認めていない。したがって、法定期間を経過したときは、理由のいかんを問わず、当選の効力に関する異議の申出は不適法なものとして却下を免れないものといわなければならない（昭和26.11.19札幌高裁判決参照）。
- (4) 上記のことから、本件異議申出書は法定期間を徒過した不適法なものであり、本件却下決定が正当なものであることは明らかである。
- (5) 不適法な異議の申出を経た審査の申立てもまた不適法なものであるから（昭和23.3.16名古屋高裁判決参照。）、本件審査の申立ては、法第216条第2項によって準用される行政不服審査法第40条第1項により却下されるべきである。